

# 四半期報告書

(第57期第3四半期)

自 平成30年7月1日

至 平成30年9月30日

**オリジナル設計株式会社**

東京都渋谷区元代々木町30番13号

# 目 次

頁

## 【表紙】

第一部 【企業情報】 .....	1
第1 【企業の概況】 .....	1
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	1
2 【事業の内容】 .....	1
第2 【事業の状況】 .....	2
1 【事業等のリスク】 .....	2
2 【経営上の重要な契約等】 .....	2
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	2
第3 【提出会社の状況】 .....	4
1 【株式等の状況】 .....	4
2 【役員の状況】 .....	5
第4 【経理の状況】 .....	6
1 【四半期財務諸表】 .....	7
2 【その他】 .....	14
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	15

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成30年11月8日

**【四半期会計期間】** 第57期第3四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)

**【会社名】** オリジナル設計株式会社

**【英訳名】** ORIGINAL ENGINEERING CONSULTANTS CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 菅 伸彦

**【本店の所在の場所】** 東京都渋谷区元代々木町30番13号

**【電話番号】** 03-6757-8800(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役執行役員財務部長 吉良 薫

**【最寄りの連絡場所】** 東京都渋谷区元代々木町30番13号

**【電話番号】** 03-6757-8800(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役執行役員財務部長 吉良 薫

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第56期 第3四半期累計期間	第57期 第3四半期累計期間	第56期
会計期間	自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日	自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日	自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日
完成業務高 (千円)	4,511,444	4,810,716	6,256,438
経常利益 (千円)	682,526	912,184	1,017,376
四半期(当期)純利益 (千円)	555,067	581,423	973,175
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	1,093,000	1,093,000	1,093,000
発行済株式総数 (株)	7,796,800	7,796,800	7,796,800
純資産額 (千円)	5,155,199	6,104,254	5,584,386
総資産額 (千円)	6,659,624	7,947,681	7,006,540
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	82.99	86.61	145.50
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	86.14	145.11
1株当たり配当額 (円)	—	—	12
自己資本比率 (%)	77.4	76.8	79.7

回次	第56期 第3四半期会計期間	第57期 第3四半期会計期間
会計期間	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額(△) (円)	1.56	△2.50

- (注) 1. 完成業務高には、消費税等は含んでおりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、前第3四半期累計期間には希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものです。

#### (1) 業績の状況

平成30年9月の日銀短観によりますと、大企業製造業の業況判断指数（D I）は、平成30年6月調査から2%ポイント低下の19%ポイントとなりました。一方、大企業非製造業におきましては、前回調査から2%ポイント低下の22%ポイントとなりました。また、中小企業の業況判断におけるD Iは、製造業は前回調査から横ばいの14%ポイント、非製造業では2%ポイント上昇の10%ポイントとなりました。3か月後を予想する業況判断では、大企業製造業、大企業非製造業ともに横ばいの19%ポイントと、円安の進行が業績を改善させると期待される一方で、米中貿易摩擦の業績への影響が懸念されるといった慎重な見方を維持している企業が多いといえます。

こうした経済情勢の下、当社の事業と関わりが深い国土交通省の平成30年度予算は、「防災・安全交付金」と「社会資本整備総合交付金」の総額で前年並みの予算が計上されております。また、全国の政令指定都市及び東京都区部の下水道事業費の合計は、対前年度比1.3%増の予算が確保されています。

我が国の上下水道インフラ資産は、約130兆円との内閣府の試算があり、セクター別で道路に次ぐストックがあります。このうち、上水道はほぼ普及し、国内の全管路延長は約66万kmに達していますが、管路の年間更新率は全国平均で0.76%と低く、管路をすべて更新するのに約130年かかる計算となっています。水道管路は法定耐用年数が40年ですが、高度成長期に大量に整備された管路施設の更新が進まないため、管路の老朽化はますます上昇すると見込まれ、安全な水を安定的に給水するために経年管路の更新が重要な課題となっています。

一方、全国の汚水処理人口普及率が90.9%（平成29年度末）となっていますが、そのうち下水道によるものが78.8%にとどまり、未だに約1,200万人が汚水処理施設を利用できない状況にあり、普及促進の加速が求められています。施設の新設のニーズは減少を辿っていますが、高度成長期に急速に整備した上下水道施設は毎年大量に耐用年数を迎え、安心・安全で文化的生活を送るために不可欠なこれらのインフラ資産を維持、更新してゆくことが求められています。また、近年頻発するゲリラ豪雨などから人命や資産を守る浸水対策や地震が発生してもトイレが使えるなどの地震対策、津波に強い下水道施設の補強対策など、新たなニーズも高まっています。

当社は、このような外部環境のもと、主に、上水道分野では、「安全・強靱・持続・連携・挑戦」をキーワードとした厚生労働省水道課が掲げる新水道ビジョンに則ったアセットマネジメント関連業務の積極的な受注活動を展開しました。下水道分野では、国土交通省下水道部の主要7大テーマ、「震災復旧・復興の支援の強化と全国的な安全・安心対策の実施」、「未普及地域の早期解消」、「水環境マネジメントの推進」、「施設管理・運営の適正化」、「下水道経営の健全化」、「低炭素・循環型社会への取組推進」及び「国際展開と官民連携による水ビジネスの国際展開」に沿った受注活動を展開しております。更に、総務省が支援を行っている簡易水道・下水道事業における地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入支援関連業務、下水道事業経営戦略策定業務等の受注活動などを推進しております。海外分野では、官民連携による新興国の案件発掘などの受注活動を展開中です。

他方、社内体制につきましては、「維持・運営の時代」を見据えた組織づくり、社内の各階層での意思疎通と情報共有、部署別経営指標の随時確認による経営課題の迅速な軌道修正、受注したプロジェクトの適正な予算管理、工程管理、外注管理、社内エンジニアのスキル向上、次代を担う若手人材の確保・育成、「働き方改革先進企業」を目指した長時間労働の是正や健康経営の促進、社員一人ひとりがそれぞれの事情に応じていきいきと働くことができる社内制度・オフィス環境の導入、社外ネットワークの拡大などにより、生産性向上と原価低減を図り、社員還元と収益の拡大に努めてまいりました。

この結果、当第3四半期累計期間の受注高は42億7千1百万円(前年同四半期比19.3%減)となりました。一方、完成業務高は48億1千万円(前年同四半期比6.6%増)、営業利益は9億1千2百万円(前年同四半期比33.5%増)、経常利益は9億1千2百万円(前年同四半期比33.6%増)、四半期純利益は5億8千1百万円(前年同四半期比4.7%増)となりました。

当社における事業部門別の業績は、次のとおりであります。

[建設コンサルタント部門]

建設コンサルタント部門につきましては、受注高は40億9百万円(前年同四半期比19.2%減)となりました。一方、完成業務高は45億9百万円(前年同四半期比6.9%増)となりました。

[情報処理部門]

情報処理部門につきましては、受注高は2億6千2百万円(前年同四半期比20.1%減)となりました。一方、完成業務高は3億1百万円(前年同四半期比2.2%増)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は、現金及び預金の増加等により前事業年度末と比較して9億4千1百万円増加し、79億4千7百万円となりました。

負債は、未成業務受入金の増加等により前事業年度末と比較して4億2千1百万円増加し、18億4千3百万円となりました。

純資産は、四半期純利益の計上等により、5億1千9百万円増加し、61億4百万円となりました。この結果、自己資本比率は76.8%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間において、該当事項はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	19,911,000
計	19,911,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年11月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,796,800	7,796,800	東京証券取引所 市場第二部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	7,796,800	7,796,800	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年7月1日～ 平成30年9月30日	—	7,796,800	—	1,093,000	—	2,171,308

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 988,100	—	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,807,300	68,073	同上
単元未満株式	普通株式 1,400	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	7,796,800	—	—
総株主の議決権	—	68,073	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、資産管理サービス信託銀行株式会社が所有する当社株式67,300株(議決権の数673個)が含まれております。

② 【自己株式等】

平成30年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) オリジナル設計株式会社	東京都渋谷区元代々木町 30番13号	988,100	—	988,100	12.67
計	—	988,100	—	988,100	12.67

(注) 資産管理サービス信託銀行株式会社が所有する当社株式67,300株は、上記自己株式に含めておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。



## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成30年1月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

子会社の資産、売上高及び利益の規模等は、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号)に鑑み、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断に重要な影響を及ぼさないものと判断し、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.8%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.2%
利益剰余金基準	0.3%

# 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当第3四半期会計期間 (平成30年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,514,747	5,322,438
完成業務未収入金	2,106,765	989,415
繰延税金資産	161,649	78,217
その他	※ 55,167	※ 60,285
流動資産合計	5,838,330	6,450,357
固定資産		
有形固定資産	387,376	410,827
無形固定資産	112,514	123,575
投資その他の資産	※ 668,319	※ 962,921
固定資産合計	1,168,210	1,497,324
資産合計	7,006,540	7,947,681
<b>負債の部</b>		
流動負債		
業務未払金	263,748	67,743
リース債務	24,150	24,363
未払法人税等	135,729	170,922
未成業務受入金	295,722	699,238
賞与引当金	36,120	175,726
受注損失引当金	17,315	10,695
その他	324,980	416,542
流動負債合計	1,097,767	1,565,231
固定負債		
退職給付引当金	197,051	155,791
株式給付引当金	25,252	24,481
リース債務	45,585	39,428
資産除去債務	48,097	50,093
その他	8,400	8,400
固定負債合計	324,386	278,195
負債合計	1,422,154	1,843,427
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,093,000	1,093,000
資本剰余金	2,886,615	2,877,218
利益剰余金	2,214,757	2,715,094
自己株式	△669,783	△637,734
株主資本合計	5,524,589	6,047,578
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	58,509	56,097
評価・換算差額等合計	58,509	56,097
新株予約権	1,287	578
純資産合計	5,584,386	6,104,254
負債純資産合計	7,006,540	7,947,681

## (2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年9月30日)
完成業務高	4,511,444	4,810,716
完成業務原価	2,909,703	2,928,469
売上総利益	1,601,740	1,882,247
販売費及び一般管理費	917,697	969,335
営業利益	684,042	912,911
営業外収益		
受取利息	192	2,903
受取配当金	3,160	3,542
受取保険金	-	1,000
受取手数料	1,822	1,822
出向者業務分担金	3,210	-
その他	5,391	3,001
営業外収益合計	13,776	12,270
営業外費用		
支払利息	1,495	1,533
株式関係費用	10,453	8,081
投資有価証券評価損	-	572
為替差損	1,711	2,288
その他	1,632	522
営業外費用合計	15,292	12,997
経常利益	682,526	912,184
税引前四半期純利益	682,526	912,184
法人税、住民税及び事業税	133,603	232,626
法人税等調整額	△6,145	98,135
法人税等合計	127,458	330,761
四半期純利益	555,067	581,423

## 【注記事項】

(会計方針の変更等)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)を平成30年4月1日から適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

### 1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

#### (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	平成27年3月13日取締役会決議
付与対象者の区分および人数	当社取締役 6名 当社執行役員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 93,500株
付与日	平成27年3月31日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	自平成26年7月1日 至平成28年6月30日
権利行使期間	自平成27年4月7日 至平成32年3月31日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

#### 2 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成29年12月期の経常利益が5.5億円以上となった場合にのみ、新株予約権を行使できるものとする。なお、経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)の数値を用いるものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益に重要な変更があった場合には、別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
- ② 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)から行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配値を含む。)が一度でもその時点の行使価額の30%以下となった場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を権利行使価額の90%を乗じた価格で行使期間の満了日までに権利行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。
  - (b) 当社が法令や当社が上場する金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を害すると客観的に認められる行為が生じた場合。
- ③ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各新株予約権1個の一部行使は認めない。

- ⑤ 新株予約権者は、権利行使時において、当社または子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ⑥ 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ⑦ 新株予約権者が当社に重大な損害を与えた場合であって、当社取締役会において当該新株予約権者による新株予約権の全部または一部の行使を認めない旨を決定したときは、当該新株予約権を行使することはできない。
- ⑧ その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当第3四半期累計期間において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	平成27年ストック・オプション
権利確定前(株)	—
前事業年度末	93,500
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	93,500
権利確定後(株)	—
前事業年度末	93,500
権利確定	93,500
権利行使	51,500
失効	—
未行使残	42,000

② 単価情報

	平成27年ストック・オプション
権利行使価格(円)	420
行使時平均株価(円)	845

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。

新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理します。

(四半期貸借対照表関係)

※ 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当第3四半期会計期間 (平成30年9月30日)
流動資産(その他)	19,000千円	31,663千円
投資その他の資産	2,200千円	2,200千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年9月30日)
減価償却費	55,207千円	61,979千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成29年1月1日 至平成29年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年3月30日 定時株主総会	普通株式	54,057	8.00	平成28年12月31日	平成29年3月31日	利益剰余金

(注) 平成29年3月30日定時株主総会の決議による配当金の総額には、みずほ信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)が保有する当社株式に対する配当金557千円が含まれております。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成30年1月1日 至平成30年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年3月29日 定時株主総会	普通株式	81,085	12.00	平成29年12月31日	平成30年3月30日	利益剰余金

(注) 平成30年3月29日定時株主総会の決議による配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社が保有する当社株式に対する配当金817千円が含まれております。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成29年1月1日至平成29年9月30日)及び当第3四半期累計期間(自平成30年1月1日至平成30年9月30日)

当社は、建設コンサルタント事業並びにこれらに付帯する業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	82円99銭	86円61銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	555,067	581,423
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	555,067	581,423
普通株式の期中平均株式数(株)	6,688,187	6,713,158
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	86円14銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	36,892
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第3四半期累計期間には希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

- 2 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。  
1株当たり四半期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前第3四半期累計期間68,997株、当第3四半期累計期間67,631株であります。

(重要な後発事象)

(株式会社東京スペックスによる当社普通株式に対する公開買付について)

当社は、平成30年11月5日開催の取締役会において、株式会社東京スペックス（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、賛同する意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付け後も、当社株式の株式会社東京証券取引所市場第二部における上場は維持する方針です。

詳細につきましては、平成30年11月5日に公表しました「株式会社東京スペックスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」をご参照ください。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	株式会社東京スペックス
(2) 所 在 地	東京都杉並南荻窪四丁目20番17号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 菅温江
(4) 事 業 内 容	有価証券の保有、運用及び投資等
(5) 資 本 金	10百万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和50年10月21日

2. 本公開買付の概要

(1) 買付け等の期間

平成30年11月6日（火）から平成30年12月4日（火）まで（20営業日）

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、850円

(3) 公開買付け予定株式数

買付予定数	1,470,535株
買付予定数の下限	1,470,535株
買付予定数の上限	1,470,535株

(4) 公開買付公告日

平成30年11月6日（火）

(自己株式の取得及び自己株式の公開買付け)

当社は、平成30年11月5日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしました。

1. 買付け等の目的

当社では、足元の堅調な業績推移を踏まえ、更なる資本効率の向上とともに、株主の皆様への利益還元が引き続き経営上の最重要課題の一つであるとの認識の下、更なる自己株式の取得による株主還元を実施することといたしました。

自己株式の取得の手法として市場買付けを選択した場合、現状の当社株式の東京証券取引所市場第二部における取引高を前提とすると、当社が市場価格をもって一度に買付けできる数量が限定的となることが予想されることに鑑み、今次実施する自己株式の具体的な取得方法としては、買付価格を市場価格にプレミアムを付した価格とすることによ



り一定の規模の買付数量の達成を見込めることや、株主間の平等性、取引の透明性及び市場における取引状況等を総合的に勘案し、公開買付けによる手法が適切であると判断いたしました。

これにより、当社の1株当たりの純利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと考えております。

詳細につきましては、平成30年11月5日に公表しました「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」をご参照ください。

## 2. 取締役会決議の内容

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| (1) 取得する株式の種類 | 普通株式                     |
| (2) 取得する株式の総数 | 1,000,000株（上限とする。）       |
| (3) 取得価額の総額   | 1,000,000,000円（上限とする。）   |
| (4) 取得する期間    | 平成30年12月6日から平成31年1月24日まで |

## 3. 公開買付けの概要

- |                |                                 |
|----------------|---------------------------------|
| (1) 買付け期間      | 平成30年12月6日から平成31年1月24日まで（30営業日） |
| (2) 買付け等の価格    | 1株につき、1,000円                    |
| (3) 買付け予定数     | 1,000,000株                      |
| (4) 公開買付け開始公告日 | 平成30年12月6日                      |
| (5) 決済の開始日     | 平成31年2月18日                      |

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月7日

オリジナル設計株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 尻 慶 太 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 本 浩 巳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオリジナル設計株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第57期事業年度の第3四半期会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成30年1月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、オリジナル設計株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。